

三振即アウト法。重罪再犯者。刑罰。州民発案による法令。

- 新しい重罪判決が重いまたは暴力的である場合のみ終身刑を科す三振即アウト法を改正する。
- 三回目の有罪判決が重いまたは暴力的な犯罪によるものでなく、判決が市民の安全に不合理なリスクを与えないと裁判官が判断した場合、終身刑に現在服している犯罪者のために再判決を許可する。
- 三回目の有罪判決が特定の軽い、非暴力的な性犯罪もしくは麻薬犯罪によるもの、または銃器所持に関するものである場合、終身刑を科し続ける。
- 以前の有罪判決が強姦、殺人、または児童性的虐待であった場合、軽い、非暴力的な三回目の犯罪を犯した重罪犯に終身刑を科し続ける。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 州は刑務所および仮釈放に係る運営費を年間7,000万ドル継続的に節約し、翌二十年間にわたり、年間最高9,000万ドルさらに節約する。これらの推定額は将来の州の措置によって数千万ドル単位で上下する可能性がある。
- 特定の犯罪者の再判決に係る裁判所の活動に対し州および郡に翌二年間にわたり一回のみ二、三百万ドルの費用がかかる。

立法分析者による分析

背景

犯罪は、重罪、軽犯罪、違反の3つに分類される。重罪はもっとも深刻な類の犯罪で、重罪で有罪判決を受けた者には特定の状況下で州刑務所において服役する刑が下される。州刑務所における懲役判決ではない場合、郡拘置所での服役か郡の保護観察部の監視下に置かれる、あるいはその両方となる。

既存の法律では、重罪を「凶悪犯罪」もしくは「深刻な犯罪」、あるいはその両方として分類している。現在凶悪犯罪として定義されているものとしては、殺人、強盗、強姦が挙げられる。多くの凶悪犯罪が深刻な犯罪と見なされる一方で、強盗目的の暴行のように単に深刻な犯罪と定義される重罪もある。重窃盗（銃器を使用しない）および規制薬物の所持など、「凶悪犯罪」もしくは「深刻な犯罪」に分類されない重罪もある。

2012年5月時点で、California州の刑務所には137,000人の受刑者が収監されている。2012-13年度の州刑務所の予算はおよそ90億ドルである。

三振即アウト法。提案184（一般的に「三振即アウト」法と称される）は、1994年に投票で承認され、再犯を犯した特定の犯罪者により長期の懲役を科していた。特に、以前にひとつもしくは複数の凶悪あるいは深刻な重罪で有罪判決を受け、州刑務所に服役していた犯罪者で、再度重罪犯罪を犯した者に、本法律は次を要求する。

- **2回目の有罪判決。**深刻もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科が1回ある者が、（深刻もしくは暴力的な重罪でなくても）新しい重罪により有罪判決を受けた場合、その判決は法の定めに従い2倍に加重される。この条項により裁判所から判決を下された被告は、「セカンドストライカー（2回目の有罪判決者）」と称される。2012年3月の時点で、33,000人の受刑者がセカンドストライカーである。

- **3回目の有罪判決。** 深刻もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科が2回以上ある者が、(深刻もしくは暴力的な重罪でなくても)新しい重罪により有罪判決を受けた場合、25年仮釈放なしの終身刑が科される。この条項により裁判所から判決を下された被告は、「サードストライカー(3回目の有罪判決者)」と称される。2012年3月の時点で、9,000人の受刑者がサードストライカーである。

法の定めにより上述の判決が下される一方、裁判所が前科の重罪を考慮に入れずに判決が下す場合もある。この場合、セカンドもしくはサードストライカーとして判決を下される被告には、三振即アウト法が要求する刑期よりも短い懲役が科される。

釈放の決定。 現行法では、ほとんどのセカンドストライカーは刑期を終了すると自動的に釈放される。逆にサードストライカーは、州の仮釈放委員会による公聴会 (BPH: Board of Parole Hearings)の承認を得てからの釈放となる。サードストライカーが判決が要求する最低年数服役すると、BPHが公聴会を開き、釈放の可能性について討議する。例えば、25年以上の懲役または終身刑を言い渡されたサードストライカーが25年間の服役を終えた時点でBPHがそうした公聴会を開催する。BPHが公聴会においてサードストライカーの釈放を許可しない判断を下した場合は、何年か経過した後にもまた公聴会が開かれる。1994年の三振即アウト法施行以来、公聴会で最初のサードストライカーの釈放が認められたのはここ10年あまりのことである。

釈放後の保護観察期間。 現行法では、すべてのセカンドおよびサードストライカーは、釈放後に保護観察対象となることが定められてい

る。セカンドストライカーの2回目の有罪判決が軽い、非暴力的な罪によるものであった場合、通常その者は郡の保護観察官の監督下に置かれる。それ以外の場合は、州の仮釈放監察官の監督下に置かれる。サードストライカーの場合、釈放後は全員が州の仮釈放監察官の監督下に置かれる。セカンドもしくはサードストライカーが、コミュニティ監視期間中に法に違反したり、新たな犯罪を犯した場合、その者は状況に応じて郡拘置所もしくは州刑務所に収監される。

提案

本法案は、三振即アウト法に基づき、軽い、非暴力的な罪により刑罰が下された特定のサードストライカーの刑期を軽減する。また本法案は、現在特定の軽い、非暴力的な罪により終身刑が科されているサードストライカーに対する再判決を許可する。当該変更点は以下の通りである。

特定のサードストライカーの懲役の短縮。 本法案は、深刻なもしくは暴力的な重罪により有罪判決を受けた前科が2回以上ある被告が、新たに軽い、非暴力的な犯罪を犯した場合、現行法が定める25年以上の懲役もしくは終身刑ではなく、通常は2倍の懲役を下すことを規定している。例えば、サードストライカーが通常は2年から4年の懲役刑が科せられる犯罪を犯した場合、25年以上の懲役もしくは終身刑ではなく、4年から8年の懲役が科せられる。

しかし、これらの懲役期間の短縮には例外が定められている。特に被告が新たに犯した犯罪もしくは前科が薬物関連、性犯罪、銃器がからむ重罪であった場合、本法案は三振即アウト法に基づきその者に終身刑を科す。

既存のスリーストライカーに対する再判決。
本法案は、特定のスリーストライカーに対し、裁判所による再判決を適用する。ただし、現在の罪状が軽い非暴力的なものであり、現在および前科において薬物関連、性犯罪、銃器がからむ重罪を犯していないことが条件となる。裁判所はこれらの再判決に関する公聴会を開き、被告のこれまでの罪状が再判決の対象となりうるか否かを判断する。再判決が公共安全に不合理なリスクを与えないと判断した場合に限り、裁判所は当該被告に対する再判決を行う。被告がリスクとなりうるか否かを判断するうえで、裁判所は被告の犯罪歴、服役態度、更正プログラムへの参加状況といった判断材料を考慮する。本法案が規定する再判決は、被告が前に科された判決の代わりに、もっとも最近犯した罪に通常科せられる懲役の2倍にあたる懲役を科す。再判決の要求が裁判所により拒否された被告は、引き続き、元の懲役である終身刑に服役するものとする。

財政的影響

矯正にかかる州予算の節約。 本法案は、州の矯正システムに多様な財政的影響を与える。最も顕著な影響として、以下の2つの方法による州刑務所費用の削減が挙げられる。第一に、本法案はサードストライカーの中でも現在の罪状が深刻もしくは暴力的な者に限り終身刑を要求しているため、三振即アウト法により終身刑に科させる受刑者が減る。これは、今後の重罪犯罪者の刑期の短縮に繋がる。第二に、サードストライカーの再判決により、既存の受刑者の多くがより短期間の懲役を受ける可能性がある。つまり、極めて近い将来、収監者数が低減できる。

また本法案により、州の仮釈放にかかる費用も低減できる。これは、本法案による判決を受けた被告は、現在の判決が軽い非暴力的な犯罪によるものであるため、釈放後は州の仮釈放監察官ではなく郡の保護観察下に置かれることが理由である。さらに、サードストライカーの人数が減ることは、今後のBPHによる仮釈放決定を判断する公聴会の開催数の低減に繋がる。

上記変更点から派生する州の矯正にかかる節約分は、年間およそ7000万ドルが見込まれており、今後数十年の間には年間最大9000万ドルの節約となる。しかしながら当該節約分は、さまざまな要因により数千万ドル単位で増減する可能性がある。特に、実際の節約額は、裁判所が判決を下すサードストライカー数およびBPHが現行法に基づき将来的にサードストライカーの釈放を許可する割合に左右される。

再判決費用。 本法案は州および郡に、再判決条項に関連する一回限りの費用を課す。当該条項は、裁判所の上告案件数を増加させるため、再判決手続きにかかる作業負荷および人員の確保など、地方司法局や警察官、保安官事務所に追加的費用負担を課すことになる。加えて、郡には再判決手続き期間中に被告を収監する郡拘置所にかかる費用も発生し、州全体で数年間で数千万ドルの費用がかかる可能性がある。

立法分析者による分析

その他の財政的影響。州および郡には、他にも裁判所や保護観察、拘置に関連する費用がかかる。これは、本法案により刑務所から釈放される被告が、州の仮釈放監察官ではなく保護観察機関の監督下に置かれることが理由であり、観察期間内に法に違反したり新たな犯罪を犯した場合は、法廷により実刑判決が下される。当該長期的な費用について、その影響は甚大なものではないと予想する。

続き

本法案は、他にも州および地方自治体に多様な財政的影響を与える可能性がある。例えば政府は、刑務所からの釈放者に関し本法案が要求する公的サービス（民間保険を負担する余裕がない者に対する政府負担のヘルスケアなど）や釈放者が再犯に及んだ場合など、追加的費用負担を担う。また本法案の発効により、州および地方自治体に追加で発生する保釈者関連の負担費用がある可能性がある。こうした影響の度合いは不明である。